

# 福岡県選手強化推進実行委員会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、福岡県選手強化推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第45回国民体育大会で高めた競技力の維持向上と選手の育成強化を図り、もって本県スポーツの飛躍的發展に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に挙げる事業を行う。

- (1) 競技力向上の総合計画に関すること。
- (2) 競技力向上事業の実施に関すること。
- (3) 競技力向上の条件整備に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第2章 組 織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、次に挙げる者のうちから会長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 県の職員
- (2) 体育団体その他関係機関及び団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) スポーツ推進審議会委員

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 2名

第 6 条 会長は、福岡県教育庁教育振興部長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、実行委員会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計及び業務を監査する。

(役員任期)

第 8 条 委員及び役員任期は、実行委員会の目的を達成するまでとする。ただし、第 4 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する者でなくなったときは、委員及び役員任期は終了する。

### 第 3 章 会 議

(会議)

第 9 条 実行委員会の会議は、2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員会)

第 10 条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、次の事項について議決する。

- (1) 実行委員会事業の基本計画に関すること。
  - (2) 予算及び決算に関すること。
  - (3) 規約改廃に関すること。
  - (4) その他重要事項に関すること。
- 2 実行委員会の議長は、会長とする。
- 3 実行委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

### 第 4 章 会長の専決処分

(専決処分)

第 11 条 会長は、第 6 条第 3 項及び第 10 条に定める事項について、緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができない場合、または、定例的かつ軽易な事項について専決処分を行うことができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、速やかに書面により意見を求め、その承認を得なければならない。

### 第 5 章 強化担当者会議

(強化担当者会議)

第 12 条 実行委員会に強化担当者会議を置く。

- 2 強化担当者会議は、実行委員会事業の強化策等について、意見の具申を行う。
- 3 強化担当者会議の構成については、会長が別に定める。

### 第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 13 条 実行委員会の事業に係る事務を処理させるため、実行委員会事務局を福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課（以下「体育スポーツ健康課」という。）内に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、体育スポーツ健康課長をもって充てる。
- 3 事務局に所要の数の事務局員を置き、会長が委嘱する体育スポーツ健康課職員及び関係団体職員をもって充てる。
- 4 事務局に関する必要な事項は、別に定める。

## 第7章 会 計

(会計)

第 14 条 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

## 第8章 補 則

(委任)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

# 福岡県選手強化推進実行委員会事務局規定

(名 称)

第 1 条 この規定は、福岡県選手強化推進実行委員会会則第 13 条の規定に基づき、福岡県選手強化推進実行委員会事務局（以下「事務局」という。）における事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(職 員)

第 2 条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか、次の職員を置く。

(1) 事務局次長 若干名

(2) 事務局員 若干名

2 事務局次長（以下「次長」という。）は、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長補佐をもって充てる。

(職 務)

第 3 条 局長は、会長の命を受けて事務を掌理する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故あるとき又は局長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(補 則)

第 4 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。